

(表)

(元号) 年 月 日

No. _____

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会

傍 聴 券

- (注意) ①傍聴席の出入りの際は本券を受付に示してください。
②本券は、当日限り有効で、他人に譲渡したり、貸付けたりすることはできません。
③裏面の注意事項を必ずお読みください。
④退場するときは、受付に返還してください。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会

印

(裏)

注 意 事 項

傍聴人の遵守事項（規則第 9 条関係）

傍聴人は、次に掲げる事項をを守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと

様式第 3 号

(元号) 年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長 様

所在地
機関名
代表者氏名
連絡先

傍聴証交付申請書

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議傍聴規則第 3 条第 2 項の規定により、傍聴証の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

傍聴人
(職)

(氏名)

(表)

No. _____

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会
傍 聴 証

報道機関名 _____

(元号) 年 月 日

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会議長

印

(裏)

注 意 事 項

- 1 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会傍聴規則を遵守し、係員の指示に従うこと。
- 2 傍聴席等において、写真、映画等を撮影し又は録音等をしようとするときは、許可が必要であるので、あらかじめ申し出ること。
- 3 本証を紛失又は汚損した場合は、速やかに申し出ること。
- 4 本証は、当日限り有効で、他人に譲渡したり、貸付けたりすることはできません。

